

歴史的風致の維持および向上に寄与した整備事業の紹介（15事業）

緑化生態研究室では、全国の歴史的風致維持向上計画（以下、認定計画）に位置づけられた個別の整備事業を対象として、歴史まちづくり法の認定を受けた都市（以下、認定都市）の歴史的風致の維持および向上に寄与した事業を抽出・選定し、アンケート調査等を行った。本資料では、その調査結果を踏まえて、他の認定都市に対して有用だと考えられる15事業について、当該事業の概要や当該事業で用いられた技術や工法の選定理由とその効果等に関する情報、および事業の概要や特徴が分かる写真、図面等の資料を収集し、各2ページの事例シート形式で取りまとめた。

なお、15事業の選定にあたっては表-1に示す視点で調査を進め、対象となる事例を6つの事業種別で分類している（表-2）。

表-1 調査事業の絞り込みにあたっての視点

技術・工法の 特徴とその情報量	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業で採用している技術・工法に特徴があり、かつアンケートの回答結果やその他の資料から技術・工法の詳細を把握できる。 ・技術・工法の採用に至る経緯が明確であり、その技術・工法の採用が歴史的風致の維持・向上に寄与している。
技術・工法の 新規性・汎用性	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業で採用している技術・工法に新規性が認められる、または採用にあたっての特徴的な工夫が見られる。 ・採用している技術・工法が特殊なものではなく、他の認定都市においても採用可能で、汎用性が高い。

表-2 選定した15事業について

No.	都市名	事業名	事業種別					
			① 用水 整備	② 建 築 物 改 修	③ 道 路 美 装 化	④ 無 電 柱 化	⑤ 石 垣 址 整 備	⑥ 史 跡 園 整 備
1	金沢市	大野庄用水整備事業	●					
2	彦根市	善利組足軽屋敷辻番所保存修理事業		●				
3	萩市	萩藩校明倫館活用推進事業		●				
4	郡上市	郡上八幡駅周辺整備事業		●				
5	佐賀市	長崎街道再整備事業			●			
6	長野市	善光寺周辺地域道路美装化事業			●			
7	高山市	無電柱化事業 I			●	●		
8	津山市	津山新洋学資料館周辺 無電柱化事業				●		
9	京都市	無電柱化事業（先斗町）				●		
10	白河市	小峰城跡本丸・二の丸石垣修復事業					●	
11	大洲市	城山公園整備事業					●	
12	宇治市	史跡整備事業						●
13	岐阜市	岐阜公園再整備事業						●
14	鶴岡市	史跡内及び周辺修景整備事業						●
15	鎌倉市	史跡永福寺跡環境整備事業						●
			1	3	3	3	2	4

【事例シートの構成・見方】

事業の種類（用水整備、建築物の整備・改修、道路美化化、無電柱化、城跡・石垣整備、公園・史跡整備）

建築物の整備・改修 郡上八幡駅周辺整備事業（岐阜県郡上市）

【所在地・区間】郡上市八幡町城南町
 【事業主体】商工観光観光課
 【事業期間】平成27年度～令和元年度
 【事業手法】市単独事業
 【事業予算】183,105千円
 【事業に関連する歴史的風致】
 ●水のまち郡上八幡にある歴史的風致
 ●郡上踊りがある歴史的風致
 ●城下町の大神楽にみる歴史的風致

事業概要 ※「郡上市歴史的風致維持向上計画」を参照して記載
 長良川鉄道の郡上八幡駅は、重点区域の玄関口として公共交通と情報発信の拠点であり、重要無形民俗文化財である「郡上踊」の舞台でもある。これは、昭和4年の駅舎開設を記念し、駅前で郡上踊を行ったことが始まりであり、現在も8月8日に踊られていることから、郡上八幡駅は「郡上踊」にみる歴史的風致を象徴する施設となっている。一方、市街地の西端に位置し中心部から離れていることから、「水とおどりと心のふるさと」として全国に高い観光地の駅としては賑わいがなく閑散とした状況であった。また、駅舎の老朽化に加え、待ち時間に利用する機能が乏しいこと、少子化と人口減少が進み生活鉄道としての乗客増加が見込めないことなどが課題として認識されていた。
 上記を解決するためには、駅舎の改修に加えて、駅が賑わい、また中心市街地と連携して活性化することが必要とされた。そのため、生活鉄道としての役割を維持しつつ、従来以上に観光鉄道の機能を強化すること、また郡上踊の舞台としての機能向上を目指し、駅舎とその周辺整備（本屋の復元修理、公衆トイレの改築、構内イベント広場の新設、バス乗降場の新設、駐車場の拡充等）を実施した。

事業対象となる施設・場所の特徴 ※「郡上市歴史的風致維持向上計画」を参照して記載
 郡上八幡駅は、昭和4年12月8日に深戸～郡上八幡間開通により国鉄越美南線の駅舎として建設された。駅舎は木造平屋建てで昭和7年に弥富駅までの開業により下り線に待合室を新設、同19年には跨線橋を新設、その後ホームの上屋の延長などが行われた。開業以来約90年を迎えた現在も当時の面影を残しており、郡上八幡のシンボルの一つとなっている。
 郡上踊とも関連が深く、開業日の8日に因み、毎年8月8日に郡上八幡駅で郡上踊が行われている。

ポイント
 ●登録有形文化財建造物として、建設当初の外観を復元
 ●観光案内所や構内イベント広場の新設による観光鉄道としての機能強化・魅力向上

【整備前後】

整備前  整備後 

アンケート結果および歴史的風致維持向上計画を参照し、当該事業の目的や概要、および当該事業が歴史的風致の維持・向上にどのように寄与するのかを記載

アンケート結果および歴史的風致維持向上計画を参照し、当該事業の対象となる施設・場所の歴史的な位置づけや、計画や制度上の位置づけについて記載

当該事業の参照すべきポイントを箇条書きで端的に記載

事業の特徴（課題・工夫点等）

●古写真や痕跡を手掛かりとした建設当初の駅舎の復元

古写真による史料調査を通じて、建設当初の屋根が金属板による葺きであることが把握された。また工事の際には、屋根の垂木や下地材などに葺きの痕跡を確認したため、痕跡から葺きの寸法を割り出し、復元を実施した。この復元により、葺きの技術継承にも寄与することができた。
 建設当初の窓は木製建具だったが、現況ではサッシに変わっていた。古写真により木製建具の棧の割り方を同程度に近づけることはできたが、建具の詳細が分からなかったため、近隣の長良川鉄道の駅舎のうち木製建具が残っている事例を参考に設計した。また、木製建具への復元に際しては、厚さにムラのあるガラスを採用することで、建設当初の駅舎を再現することに努めた。
 屋根の形状を現況の切妻造金属板葺きから建設当初の半切妻造の金属板葺きとし、ドーマー窓も復元、また外観の多くを占める開口部をサッシから木製建具にすることで、建設当初の雰囲気を出し出すことができた。

●耐震補強や新たな設備の取組

耐震補強については、後補と分けるブレースを入れることで、壁の仕様を変えることなく補強することができた。
 今回の工事により、今までにない用途（喫茶部門）や空調設備の新設による排気箇所が新たに設けられることとなったが、正面を避け、目立たない位置に取組めるよう配慮した。

工夫・留意点
 歴史的建造物の構造補強にあたっては、後補と分ける方法を採用する必要があるが、技術や工法は様々である。馴染ませるのが、目立たなくするのかが、建物の使いやすさやコストの面から検討することが重要。

【課題・苦労した点】

- 文化財の修復を含む整備であり、稼働中の駅の整備であったため、動かすことのできない設備や、整備方法に制約のかかる設備があり、調整に時間を要した。
- 市所有の土地、第3セクターの土地、第3セクターの建物・民間所有の建物が混在していたため、移転補償を含む調整に時間を要した。

木製建具の窓やドーマー窓の復元  後補と分けるブレースによる構造補強 

事業効果

駅舎の復元修理に合わせた駅周辺の再整備により、昭和4年に地元の志願として開通した経緯を持つ歴史ある鉄道路線の維持と活用に向けた体制を整えることができた。
 駅舎周辺整備完成後、（一財）郡上八幡産業振興公社が管理運営する「郡上八幡駅舎カフェ（観光案内所）」は、飲食や農産物販売、レンタルサイクル、マンホールカード配布場所等としての機能を兼ねており、令和元年度までの3年間で約56,000人（50人/1日）が入場し、長良川鉄道の利用者に加えて、車で訪れる来訪者や近隣住民の憩いの場としても利用されるなどの整備効果が現れている。
 ※掲載の写真はすべて郡上市より提供

アンケート結果を参照し、特に当該事業で用いられた技術や工法に着目し、その技術・工法の採用に至った経緯や技術・工法の内容・特徴について記載

工夫・留意点：アンケート結果を参照し、当該事業の実施にあたって工夫した点や、当該事例で採用している技術・工法を用いる留意点について記載

課題・苦労した点：アンケート結果を参照し、当該事業の実施にあたって課題となって事項や苦労した点について、同様の事業を実施する上で注意すべきポイントについて記載

アンケート結果を参照し、当該事業の成果や事業を実施したことによる波及効果について記載



【所在地・区間】 金沢市片町周辺～三社町周辺

【事業主体】 文化スポーツ局歴史都市推進課

(旧：都市政策局歴史建造物整備課)

【事業期間】 平成 18～27 年度

【事業手法】 農山漁村地域整備交付金（地域用水環境整備事業）
社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）

【事業予算】 273,000 千円

【事業と関連する歴史的風致】

- 寺院群に見る歴史的風致
- 旧武士居住地に見る歴史的風致
- 街路・用水に見る歴史的風致

事業概要

※「金沢市歴史的風致維持向上計画」を参照して記載

- 金沢市において、古くから用水は市民の活動と深く関わっており、染め物の糊を落とす作業や地域の清掃活動などの場となっていた。中でも、大野庄用水は国指定史跡である辰巳用水や按月用水とともに、金沢市の「街路・用水に見る歴史的風致」を構成する重要な用水の一つである。一方で、旧来のまま残されている用水の石積み護岸は、河床洗堀等による老朽化が進んでおり、また必要以上に幅の広い私有橋によって覆われてしまっている箇所もある状況であった。
- そこで、旧来からの石積み護岸洗堀部および河床洗堀部の補修を行うとともに、コンクリート護岸や老朽護岸の石積み護岸への改修、必要以上に幅の広い私有橋の狭小化や撤去、市道橋高欄の美装化等、歴史と伝統を感じられるような用水整備を実施した。

事業対象となる施設・場所の特徴

※「金沢市歴史的風致維持向上計画」を参照して記載

- 大野庄用水は、犀川より取水し、長町武家屋敷群地区内を流れ、下流域の農地を灌漑している。土堀を載せた石積み護岸に沿って流れる豊かな水が町並みに潤いを与えている。正確な築造年は不明であるが、金沢最古の用水と言われ、藩政期には農地灌漑のほか、宮腰（現金石）の港から城下へ木材を運ぶ運河のような役割も果たしており、用水沿いには、木材にまつわる地名等も見られる。
- 平成 9 年には、金沢市用水保全条例に基づく保全用水に指定されており、用水の景観整備や開渠化、清流確保のための施策が進められてきた。本市の重要な歴史的町並みである長町武家屋敷群地区内を流れており、町並みと用水が一体となった歴史的風致の維持向上が求められている。

ポイント

- ✓ 大野庄用水の歴史を継承する石積み護岸の整備
- ✓ 私有橋の撤去・狭小化による用水の開渠化

【整備前後】



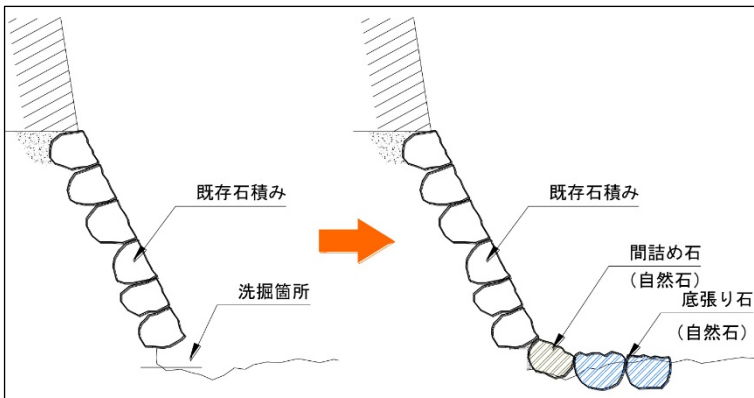
事業の特徴（課題・工夫点等）

●既存石積み護岸の補修とコンクリート護岸部の石積み護岸化

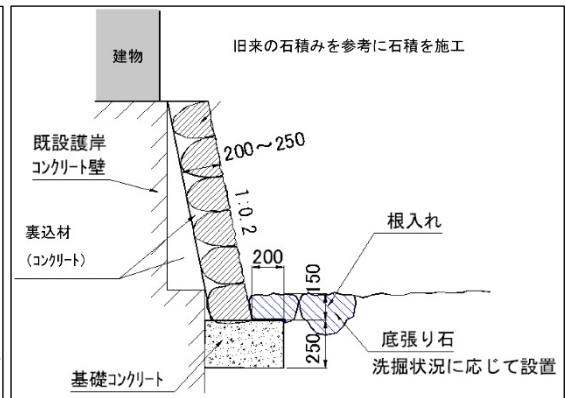
- 護岸は石積みとし、現況の石積みを可能な限り保全することを基本とした。既存の石積み区間については、調査の結果、河床付近の洗堀や石積みの欠損が確認されたことから、これら区間の改修では、既存石積を極力維持し、河床部や欠損部分の最小限の補修を行っている。
- コンクリート護岸や老朽化により改修が必要な区間については、常願寺川産川石による胴割石谷積みにより整備を行っている。なお、目地モルタルが極力表面に現れないよう、石材は小口払いを施すなど留意して積み上げている。
- 建物が用水に近接し、コンクリート護岸壁となっている箇所については、コンクリート護岸を撤去することが困難なため、既存護岸の前面に新たな石積み護岸を整備することで、見た目の連続性を確保している。その際、用水の排水能力を維持するため、詳細な流量計算を行い、適切な断面の確保に努めている。また、排水能力が不足する区間については、石積みを石張りに変更して対応している。



胴割石積みで整備された護岸



石積みの修繕方法（既存石積みを維持した最小限の補修）



コンクリート護岸壁の石積み護岸化

工夫・留意点

石積み護岸の整備にあたっては、伝統技術の継承と人材育成に取り組んでいる「金沢職人大学校」の卒業生を現場に配置し、石積み技術の継承につなげている。

●私有橋の撤去・狭小化による用水の開渠化と既存橋梁の修景

- 平成8年に施行された金沢市用水保全条例では、「用水景観」「開渠化」「清流確保」「用水利用」に関する4つの基本方針を定めており、「開渠化」については、必要以上に幅の広い私有橋の撤去や狭小化を図り、通行以外の目的には使用しないように努めることとしている。
- そこで、条例に基づく用水保全要綱（私有橋の基準幅員 車両用：4m以内、歩行者用：2m以内）に基づき、基準外の私有橋については権利者と交渉し、理解が得られたものについては撤去・狭小化を行っている。併せて、私有橋高欄の基本デザインを設定し、修景整備を行っている。



私有橋の撤去による用水の開渠化



※掲載の写真・図版はすべて金沢市より提供



- 【所在地・区間】彦根市芹橋二丁目 241 番
- 【事業主体】歴史まちづくり部文化財課
- 【事業期間】平成 20～25 年度
- 【事業手法】歴史的環境形成総合支援事業
社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
- 【事業予算】115,670 千円
- 【事業と関連する歴史的風致】
 - 城下町の伝統（足軽「組」の結束）にみる歴史的風致

事業概要

※「彦根市歴史的風致維持向上計画」を参照して記載

- 旧彦根藩足軽組辻番所（善利組）・旧彦根藩足軽組屋敷（善利組・旧磯島家住宅）（以下「辻番所」という）は、足軽組屋敷の一つとして江戸時代後期に建築された歴史的建造物であり、旧城下町エリアの中で、ほぼ完全な形で現存しているのは辻番所だけである。
- 辻番所が位置する芹橋地区は、彦根藩の足軽組織「善利組」の屋敷が軒を連ねていた場所である。そして現在も足軽の末裔の人々が比較的多く居住し、江戸時代の足軽「組」の単位を継承して、各種の会合や集会、防火防災活動等が行われており、これらの活動は辻番所と共に「城下町の伝統（足軽「組」の結束）にみる歴史的風致」を構成する重要な要素となっている。
- 本事業は老朽化が著しい辻番所を文化財建造物として公開するにあたり、間取りの変更履歴等に関する建物調査や発掘調査を行った上で、全解体修理および半解体修理による保存修理を実施したものである。

事業対象となる施設・場所の特徴

※「彦根市歴史的風致維持向上計画」を参照して記載

- 彦根藩の足軽組は、城下町の最も外側に城下を取り囲むように屋敷を連ねて彦根城とその城下町を守備する役割を担っていた。足軽屋敷の中で、最も規模が大きかったのが善利組で、東西約 750m、南北約 300mを占め、幕末期には約 700 戸を数えた。現在、辻番所を含む計 11 棟の足軽屋敷が彦根市指定文化財に指定されている。
- 辻番所は個人所有であったため、売却の話を聞いた市民団体（彦根古民家再生トラスト）が辻番所の保存活動を展開し、その活動で集められた募金を彦根市へ寄付した。市は所有者から土地と建造物を公有化し、その後に市指定文化財へ指定している。

ポイント

- ✓ 建物調査、発掘調査による保存修理のための情報収集
- ✓ 文化財建造物としての保存修理の実施

【整備前後】



整備前

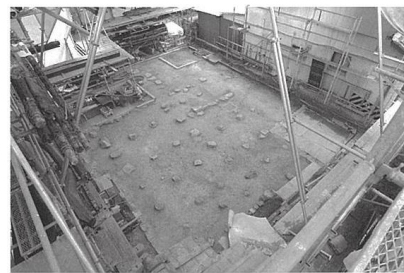


整備後

事業の特徴（課題・工夫点等）

●建物調査、発掘調査による保存修理のための情報収集

- 辻番所の保存修理にあたり、建造物全体の破損調査、技法調査、後世の修理経過等に関する調査を行い、修理方法等の検討を行っている。技法調査は、基礎、軸部、床組、小屋組・軒廻り、屋根、造作、壁下地、土壁の材料、寸法、工法を詳細に調査するもので、復元にあたっての拠り所となった。また、後世の修理の経過を調査することにより忠実な復元が可能となるとともに、建築当初の意匠形態や建造物の使われ方を把握することに努めている。
- 本建造物は旧彦根藩足軽組辻番所と旧彦根藩足軽組屋敷（旧磯島家住宅）に分かれており、旧磯島家住宅については、「だいどこ」「なんど」「とおりにわ」の半分が江戸期のもので、そこから北側部分は明治期に増築されたものであることを確認した。遺構の残存状況が良好であったため、改修の痕跡を確認し、その上で技法調査の結果と符合する内容を把握することで、指定文化財の保存修理に活用できる基礎情報を特定・収集している。



発掘調査の状況

（出典：旧彦根藩足軽組辻番所（善利組）ほか一棟保存修理工事報告書）

●文化財建造物としての保存修理

- 本建造物は住居として使用されていたことから、間取りの改造や増築が著しく、屋根瓦や木部および壁など経年による破損や腐朽が進行していた。さらに表門・東板塀も同様に破損が一部で生じており、庭も手入れが行われていない状況であったため、各種調査の後、旧磯島家住宅は全解体修理、辻番所は半解体修理により工事を実施する方針としている。
- 保存修理では、既存木材の腐朽が著しい部分には柱の根継ぎを施し、部分的な部材には矧ぎ木などの繕いを施すことで、既存の部材を可能な限り残すよう進めた。解体した部材は番号を付し、土台、柱、梁などの部材1本1本を調査確認した上で根継ぎ、矧ぎ木などの繕いを施した後、復元を進めている。

工夫・留意点

- 伝統的建造物の保存修理として、屋根工事・左官工事には湿式工法を用いている。特に左官工事は、冬の期間に施工する場合、荒壁塗は塗厚があるため乾燥に時間を要するため養生期間を長く取る必要がある。また、養生期間に凍害を受けないよう養生しなければならないため施工管理が難しいとされている。
- 荒壁塗の養生後において中塗、上塗の工程を進めていくため、これらの工程においても養生期間を長めに設定しておく必要がある。年度内に保存修理を完了することを目指す場合、工程上どうしても左官工事が冬の期間となるため、養生に時間を要することを事前に想定しなければならない。

【課題・苦労した点】

- 事業実施前はコンクリートブロック塀だった箇所を修景のため板塀とすることとした。しかし、前面道路が建築基準法第42条第2項の指定を受けた道路であるため、道路中心から2m後退した位置で板塀を設置しなければならなかった。



後退した位置に設置された板塀

事業効果

- 整備後は、地元住民で組織する「彦根辻番所の会」により管理運営がなされており、催しものの開催や会議などの貸出が行われ、活発に活用されている。
- また、地区内に足軽組屋敷などの歴史的建造物を活用した店舗（陶器販売兼喫茶、チョコレート販売など）がオープンしたことにより地域のまちづくり活動も活性化している。



特別公開時の様子



- 【所在地・区間】 萩市大字江向 602 番地
- 【事業主体】 商工観光部萩・明倫学舎推進課
- 【事業期間】 平成 26～28 年度
- 【事業手法】 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
集約促進景観・歴史的風致形成推進事業
地方創生加速化交付金 など
- 【事業予算】 1,400,000 千円
- 【事業と関連する歴史的風致】
●明治維新に関わる風致的風致

事業概要

※「萩市歴史的風致維持向上計画」を参照して記載

- 本事業で整備を行った旧明倫小学校校舎は、享保 4 年に毛利吉元が毛利家家巨の子弟教育のために開き、その後維新の志士を数多く輩出した萩藩校明倫館の跡地に建つ日本最大級の木造校舎である。本館は、昭和 10 年に建てられ、平成 26 年までこの校舎で授業が行われていた。
- 明治維新の原動力となった維新の志士を生み出した萩の地では、彼らの生涯や教えが語り継がれている。旧明倫小学校で引き継がれてきた「松陰先生のことばの朗唱」等は、その文化の表れでもあり、萩藩校明倫館に残る旧明倫小学校の校舎と共に「明治維新に関わる歴史的風致」の中心的要素である。
- 本事業では、小学校としての機能を隣接地に移転することとなった旧明倫小学校の木造校舎棟を保存改修し、「萩・明倫学舎」（本館及び 2 号館）として整備したものである。本館は、観光インフォメーションセンターや展示室等、2 号館は「世界遺産ビジターセンター」と江戸時代～幕末の史料を展示する「幕末ミュージアム」として整備している。

事業対象となる施設・場所の特徴

※「萩市歴史的風致維持向上計画」を参照して記載

- 萩藩校明倫館は、昭和 4 年に「明倫館水練池附明倫館碑」として国の史跡に指定された。その後、昭和 24 年に有備館が追加指定され、平成 15 年に範囲を拡大して「旧萩藩校明倫館」と名称変更している。敷地内には明倫館の遺構として、南門、観徳門、聖賢堂が現存している。
- また、旧萩藩校明倫館の周辺には、吉田松陰を始めとする幕末藩士の生誕地や旧宅など、維新の志士に関係する歴史的な建造物が数多く残っており、全国的にも例のない大規模な校舎棟とともに、明治維新の原動力となった萩市を特徴づけるエリアとなっている。

ポイント

- ✓ 建築基準法の適用除外による歴史的建造物の整備・活用
- ✓ 歴史的建造物における補強工事等の工夫

【整備前後】



整備前



整備後

事業の特徴（課題・工夫点等）

●建築基準法の適用除外による歴史的建造物の整備・活用

- 昭和 10 年に建てられた学校用途の大規模建築物を展示施設等として改修・活用するにあたり、建築基準法を適用すると不適合となる事項が生じるため、歴史的・文化的価値を損なわないように現状変更を行う必要があった。
- 建築基準法の適用を除外するためには、「現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物」として、建築審査会の同意を得る必要がある。建築審査会での同意基準については、平成 26 年に国交省住宅局から示された「建築基準法第 3 条第 1 項第 3 号の規定の運用等について（技術的助言）」において下表の内容を含めた 4 点の同意基準が示されていたことから、これらに適合するよう適切な対応を行った。

<同意基準の内容と認められた理由（例）>

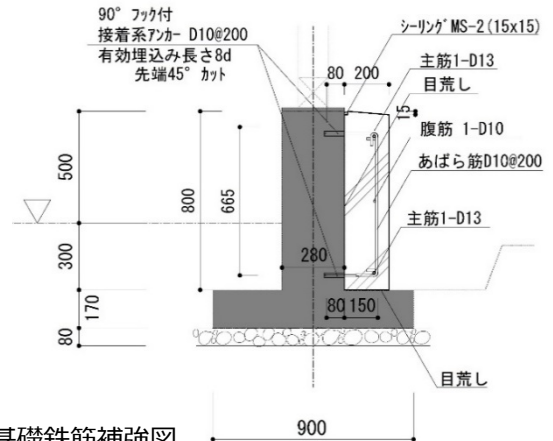
同意基準の内容	認められた理由
建築物の構法、利用形態、維持管理条件、周辺環境に応じ、地震時等の構造安全性の確保に配慮されていること	耐震改修計画については、日本建築防災協会が発行の「2012 年改定版木造住宅の耐震診断と補強方法」に準拠した診断ソフトを用い「精密診断法 1（保有耐力診断法で大地震時の倒壊の可能性について診断するもの）」により補強方法を検討し、Iw 値を 1.0 とする構造安全性を確保できている。
防火上支障がないよう、出火防止、火災拡大防止、近隣への延焼防止及び消防活動の円滑性の確保に配慮されていること	整備、利用計画として館内の禁煙、調理室における電化厨房の採用により火気を使用しないことで出火のリスクを低減している。また、消防設備の設置については消防部局と協議済みであり、防火上の配慮がなされている。

工夫・留意点

大規模木造建築物では、初期消火による対応や、火災時の避難誘導の仕組みづくりは欠かせない。当該施設では、どの方位からも消火できるように屋外消火栓設備を設置し、隣接建物への延焼防止に配慮している。また、自動火災報知設備と機械式警備設備を連動させ、消防署へ通報する体制を整えている。

●歴史的建造物における補強工事等の工夫

- **基礎の補強**：本工事では外観を変えずに、既存布基礎の内側に、本館は鉄筋コンクリート造の基礎（あばら筋 D10@200）、2 号館は高延性材ポリエステル繊維（SRF 包帯工法）の貼り付け工法をそれぞれ用いることで基礎の強度を高めた。
- **軸部の補強**：壁にあるほぼ全ての軸組には筋違が用いられていたが、現行の構造基準に適合していないものが多く、確実な耐震性を確保するために、接続部は金物で緊結し直し、耐力不足の壁には筋違や合板等による補強を行った。
- **小屋組の補強**：小屋組みの状態は良く、当時からのものを引き続き使用した。一方、小屋組を支えている軒桁は、屋根瓦など長年の重みによって波を打つように狂いが生じていたことから、ボルトや添木により高さ調整を行い、軒先を揃えた。また、経年変化による「木痩せ」が確認された箇所については、使われていたすべてのボルトにおいて締め直しやパッキンの差し込みを行った。



基礎鉄筋補強図



鉄筋による基礎の補強



SRF 包帯工法による基礎の補強



壁筋違いによる補強

建築物の整備・改修

郡上八幡駅周辺整備事業（岐阜県郡上市）



- 【所在地・区間】 郡上市八幡町城南町
- 【事業主体】 商工観光部観光課
- 【事業期間】 平成 27 年度～令和元年度
- 【事業手法】 市単独事業
- 【事業予算】 183,105 千円
- 【事業と関連する歴史的風致】
 - 水のまち郡上八幡にみる歴史的風致
 - 郡上踊にみる歴史的風致
 - 城下町の大神楽にみる歴史的風致

事業概要

※「郡上市歴史的風致維持向上計画」を参照して記載

- 長良川鉄道の郡上八幡駅は、重点区域の玄関口として公共交通と情報発信の拠点であり、重要無形民俗文化財である「郡上踊」の舞台でもある。これは、昭和 4 年の駅舎開設を記念し、駅前で郡上踊を行ったことが始まりであり、現在も 8 月 8 日に踊られていることから、郡上八幡駅は「郡上踊にみる歴史的風致」を象徴する施設となっている。一方、市街地の西端に位置し中心部から離れていることから、「水とおどりと心のふるさと」として全国に名高い観光地の駅としては賑わいがなく閑散とした状況であった。また、駅舎の老朽化に加え、待ち時間に利用する機能が乏しいこと、少子化と人口減少が進み生活鉄道としての乗客増加が見込めないことなどが課題として認識されていた。
- 上記を解決するためには、駅舎の改修に加えて、駅が賑わい、また中心市街地と連携して活性化することが必要とされた。そのため、生活鉄道としての役割を維持しつつ、従来以上に観光鉄道の機能を強化すること、また郡上踊の舞台としての機能向上を目指し、駅舎とその周辺整備（本屋の復原修理、公衆トイレの改築、構内イベント広場の新設、バス乗降場の新設、駐車場の拡充等）を実施した。

事業対象となる施設・場所の特徴

※「郡上市歴史的風致維持向上計画」を参照して記載

- 郡上八幡駅は、昭和 4 年 12 月 8 日に深戸～郡上八幡間開通により国鉄越美南線の駅舎として建設された。駅舎は木造平屋建てで昭和 7 年に弥富駅までの開業により下り線に待合室を新設、同 19 年には跨線橋を新設、その後ホームの上屋の延長などが行われた。開業以来約 90 年を迎えた現在も当時の面影を残しており、郡上八幡のシンボルの一つとなっている。
- 郡上踊とも関連が深く、開業日の 8 日に因み、毎年 8 月 8 日に郡上八幡駅で郡上踊が行われている。

ポイント

- ✓ 登録有形文化財建造物として、建設当初の外観を復原
- ✓ 観光案内所や構内イベント広場の新設による観光鉄道としての機能強化・魅力向上

【整備前後】



整備前



整備後

事業の特徴（課題・工夫点等）

●古写真や痕跡を手掛かりとした建設当初の駅舎の復原

- 古写真による史料調査を通じて、建設当初の屋根が金属板による菱葺であることを把握した。また工事の際には、屋根の垂木や下地材などに菱葺の痕跡を確認したため、痕跡から菱葺の寸法も割り出し、復原を実施した。この復原により、菱葺の技術継承にも寄与することができた。
- 建設当初の窓は木製建具だったが、現況ではサッシに変わっていた。古写真により木製建具の棧の割り方を同程度に近づけることはできたが、建具枠の詳細が分からなかったため、近隣の長良川鉄道の駅舎のうち木製建具が残っている事例を参考に設計した。また、木製建具への復原に際しては、厚さにムラのあるガラスを採用することで、建設当初の駅舎を再現することに努めた。
- 屋根の形状を現況の切妻造金属板瓦棒葺から建設当初の半切妻造の金属板菱葺とし、ドーマー窓も復原、また外観の多くを占める開口部をサッシから木製建具にすることで、建設当初の雰囲気を出し出すことができた。



開業当時の郡上八幡駅

●耐震補強や新たな設備の収め方

- 耐震補強については、後補と分かるブレースを入れることで、壁の仕様を変えることなく補強することができた。
- 今回の工事により、今までにない用途（喫茶部門）や空調設備の新設による排気箇所が新たに設けられることとなったが、正面を避け、目立たない位置に収めるよう配慮した。

工夫・留意点

歴史的建造物の構造補強にあたっては、後補と分かる方法を採用する必要があるが、技術や工法は様々である。馴染ませるのか、目立たなくするのか、建物の使い方やコストの面から検討することが重要。

【課題・苦労した点】

- 文化財の修復を含む整備であり、稼働中の駅の整備であったため、動かすことのできない設備や、整備方法に制約のかかる設備があり、調整に時間を要した。
- 市所有の土地・第3セクターの土地、第3セクターの建物・民間所有の建物が混在していたため、移転補償を含む調整に時間を要した。



木製建具の窓やドーマー窓の復元



後補と分かるブレースによる構造補強

事業効果

- 駅舎の復原修理に合わせた駅周辺の再整備により、昭和4年に地元の悲願として開通した経緯を持つ歴史ある鉄道路線の維持と活用に向けた体制を整えることができた。
- 駅舎周辺整備完成後、(一財)郡上八幡産業振興公社が管理運営する「郡上八幡駅舎カフェ（観光案内所）」は、飲食や農産物販売、レンタサイクル、マンホールカード配布場所等としての機能を兼ねており、令和元年度までの3年間で約56,000人（50人/1日）が入場し、長良川鉄道の利用者に加えて、車で訪れる来訪者や近隣住民の憩いの場としても利用されるなどの整備効果が現れている。

道路美装化

長崎街道再整備事業（佐賀県佐賀市）



【所在地・区間】 佐賀市八戸二丁目～東佐賀町（長崎街道）

【事業主体】 建設部道路整備課

【事業期間】 平成26年度～令和3年度

【事業手法】 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）

【事業予算】 345,041千円（R3.10.1現在）

【事業と関連する歴史的風致】

- 長崎街道と菓子文化の継承から見える歴史的風致

事業概要

※「佐賀市歴史的風致維持向上計画」を参照して記載

- 長崎街道は、江戸時代に整備された脇街道の一つであり、鎖国下における中国やオランダといった海外との貿易を実施していた長崎と小倉を結び、政治・外交・経済・文化の進展を支える九州第一の幹線道路であった。当時、幕府から長崎警備を命じられた佐賀藩では、南蛮文化とともに当時貴重だった砂糖も手に入れることができたことから、砂糖を使った南蛮菓子文化が長崎街道沿いを中心に発展し、この南蛮菓子づくりと街道沿いの商店は佐賀市独自の歴史的風致として、現在に至るまで継続されている。
- 長崎街道は、一部を除いて道筋や道幅が江戸時代から継承されていることが特徴である。しかし、曲がり角が多くて道筋がわかりにくいことに加え、新たに開発された都市計画道路によって分断されており、街道と他の道路の区別がつきにくい状態であった。このため長崎街道沿線に残る歴史的建造物や赤石護岸、棚路を探訪しながら、気軽に長崎街道を歩くことができるように、街道の道筋を明確化する舗装の高質化事業を実施している。

事業対象となる施設・場所の特徴

※「佐賀市歴史的風致維持向上計画」を参照して記載

- 長崎街道は、城下町北部の町地を貫き、城下東口の構口から城下西口の高橋まで幾重にも折れながら延びている。構口と高橋には、城下町の入り口としてそれぞれ番所が設けられていた。
- 街道の道筋や道幅はほぼ当時の姿を保っており、「旧馬場家住宅」や「旧牛島家」など、江戸期の趣を残す歴史的な建造物も多く残されている。

ポイント

- ✓ 統一した舗装整備による長崎街道の顕在化
- ✓ 4つの工法を比較検討→土舗装のイメージで小規模補修に対応しやすい工法の採用

【整備前後】



整備前







整備後

事業の特徴（課題・工夫点等）

●4つの工法を比較検討→土舗装のイメージで小規模補修に対応しやすい工法の採用

- ▶ 長崎街道整備における関係者協議の中で、石畳舗装や脱色アスファルト舗装も比較検討されたが、土舗装のイメージで路面温度上昇も抑制できることに加えて、交通弱者への配慮、小規模補修等の維持管理への対応しやすさ等の観点より、常温塗布式のカラー舗装を採用した。
- ▶ 遮熱性舗装や薄層舗装に関する性能、試験施工を特記仕様書に明記することにより一定の品質を確保できるよう配慮した。

■景観舗装比較表（市提供資料を基に抜粋して作成）

	1案	2案	3案	4案
名称	加熱混合式舗装 熱加塑性樹脂舗装	ブロック式舗装 コンクリート平板舗装 (路肩部)	常温塗布式舗装 塗布式・ニート式舗装	常温塗布式舗装 塗布式舗装
イメージ				
構成	カラー舗装 (t=25 mm) 基層 (t=40 mm) 路盤工 (既設・補修)	ブロック舗装 (t=60 mm) 基層 (t=100 mm) 路盤 (t=100 mm)	カラー塗装 (t=2 mm) 表層 (t=50 mm) 路盤工 (既設・補修)	カラー塗装 (t=1 mm) 表層 (t=50 mm) 路盤工 (既設・補修)
工法概要	単一色の広い面を作るのには適している	ブロック状材料をクッション砂の上に敷き並べる舗装	アスファルト舗装の表面に塗料を塗布するもの	左と同じ。温度上昇抑制する材料もあり沿道の夏場の環境改善も図れる
景観性	◎	○車道部はアスファルト舗装	◎	◎
耐久性	舗装厚が 65 mm で耐久性は通常のアスファルト舗装より上	車道部の耐久性はアスファルト舗装と同じ	薄層で既設舗装の影響を受けるため補修等の処理を確実にを行う必要あり	温度上昇抑制効果でわだち掘れ量が 1/2 となり舗装の寿命が延びる
初期費用	5,300 円/㎡	6,500 円/㎡ (歩車平均)	8,200 円/㎡	6,300 円/㎡
施工性 維持管理	一定の施工面積（最小施工面積 50~100 ㎡程度）がないと、配合プラントの確保が困難で割高の施工費用となる 約 14,500 円/㎡	小規模補修にも対応可能／ブロックの再利用は、劣化の状況等で難しい場合が多い 約 11,800 円/㎡	補修時に下地処理を確実にを行う必要がある／小規模補修にも対応可能 約 10,200 円/㎡	簡易に施工ができ、小規模補修にも対応可能 約 8,000 円/㎡
総合評価	○	△	○	◎

【課題・苦労した点】

- 平成 27 年度の試験施工で色を決定し、以降の工事では特記仕様書で仕様の詳細を定めている。工事毎に試験施工を行い、施工業者や施工時期によるばらつきを無くすように配慮しているが、同じ色番号を使用しているも、施工年度により、製品や施工場所の環境（光の反射等）の違い、経年劣化の差等による路面の色にばらつきが見られる。
- 施工にあたり、気温が低いと乾燥時間が長くなり、気温が高いと母体アスファルトの溶け、黒い油分が上塗りにまで上昇して硬化不良が生じるなど、気温によって品質が異なってくる。また強風によって噴霧塗料が飛散するため、慎重かつ丁寧な施工が必要であった。

●スリット側溝・駕籠かきイラストの鋳鉄製側溝蓋の採用

- ▶ 周辺に神社等の観光資源がある場合には、スリット側溝を設けて、周囲の景観に配慮した設計としている。また、既存の側溝蓋が老朽化していたことから、駕籠かきのイラストを描いた鋳鉄製の側溝蓋に更新している。



道路美装化

善光寺周辺地域道路美装化事業（長野県長野市）



【所在地・区間】 長野市長野大字長野元善町

【事業主体】 都市整備部都市政策課

【事業期間】 平成 25 年度～令和 3 年度

【事業手法】 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）

【事業予算】 452,000 千円

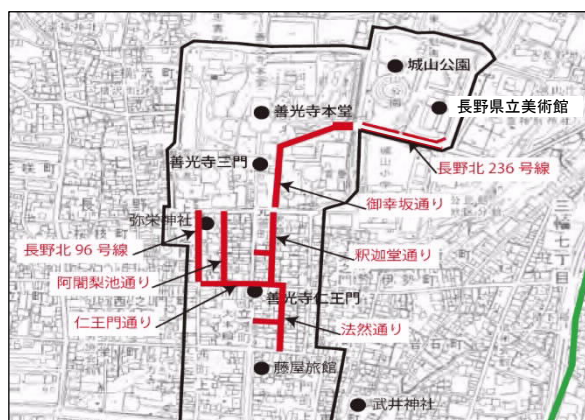
【事業と関連する歴史的風致】

- 善光寺御開帳にみる歴史的風致
- 弥栄神社の御祭礼にみる歴史的風致
- 善光寺周辺寺社の祭礼にみる歴史的風致
- 戸隠信仰と戸隠古道にみる歴史的風致

事業概要

※「長野市歴史的風致維持向上計画」を参照して記載

- 国宝善光寺本堂を中心とした善光寺周辺地域は、古くから庶民信仰の対象として知られてきた善光寺と共に発展した門前町である。当地域は、「善光寺御開帳にみる歴史的風致」に位置付けられている御開帳回向柱奉納行列をはじめとする多くの祭礼で巡行ルートとなっている。
- 本事業では、善光寺やその周辺の木造建造物群と調和した落ち着いた町並みを形成し、門前町の雰囲気と賑わいを再生するため、善光寺門前の仲見世および宿坊群に接する道路の美装化整備を実施した。



道路美装化事業路線

事業対象となる施設・場所の特徴

※「長野市歴史的風致維持向上計画」を参照して記載

- 善光寺周辺地域は、善光寺を核とした門前町で、仲見世や宿坊群が集積された特徴ある景観が残されており、年間で 600 万人以上の観光客が訪れている。
- 門前町の歴史ある屋根が連綿と並ぶ彼方に寺の大屋根が高く聳えていることから「寺屋根を望む街」として位置づけ、善光寺周辺の歴史的景観を守り育てるため、地区住民と一体になって、善光寺周辺地区街なみ環境整備事業に取り組んでいる。また、善光寺周辺地域では地区ごとにまちづくり協定を結んでおり、沿道建物の修景にも積極的に取り組んでいる。

ポイント

- ✓ 交通量等に応じた、石畳舗装を基本とした工法の採用
- ✓ 石畳舗装の整備に合わせた区画線（外側線）の撤去

【整備前後】



整備前



整備後

事業の特徴（課題・工夫点等）

●地区全体での「石畳舗装」を基本とした整備／交通量等に応じた工法の採用

- 善光寺周辺は中世の頃、高野山と並ぶ石塔密集地で、石の文化がある。善光寺参道（仲見世通り）も石畳であり、これほど古く大規模な石畳参道は全国的にも稀である。整備においては、この善光寺参道の石畳に倣い、地区全体で石畳舗装を基本とすることとした。ただし、大型車両通行区間においては、舗装の破損を防ぐために半たわみ性舗装（石畳風舗装）を採用している。
- 石畳のパターンについては、善光寺参道の石畳の方向と合わせ、南北の通りは縦張、東西方向の通りは横張としている。
- 石畳舗装で使用している石材は、安山岩に比べて吸水率が低いため凍結で割れることが少なく、硬く舗装に適した御影石を採用している。表面の仕上げについては、平成 18 年頃の整備でノミ切り仕上げとしたところ凍結の問題が生じたため、ビシャン仕上げとしている。
- 仁王門通りは、長野県が管理する路線であったが、県から市へ権限移譲することで、他の路線と一体的に整備を実施した。当該区間は、南北の市道に比べて交通量が多いことから、半たわみ性舗装による「石畳風舗装」も選択肢の一つではあったが、仁王門通りが地区内の骨格を形成する通りであることから、沿線の景観向上効果の高い御影石による石畳舗装を採用している。コンクリート舗装の上に石畳を設置する従来の工法では石材が破損することが懸念されたため、衝撃吸収性及び接着性に優れた CA モルタルを使用し、自然石と基盤が強固に一体化し、耐久性の高い車道用自然石ブロック舗装のアスファルト系モルタル注入工法を採用した。

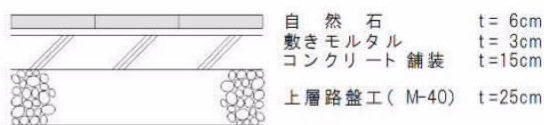


石畳舗装と善光寺周辺の町並み

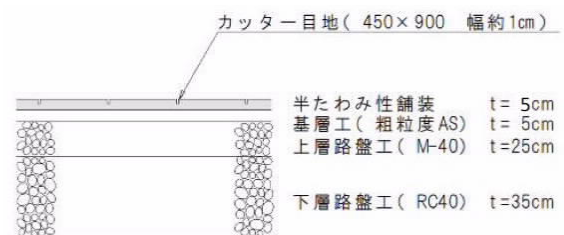
■各工法の採用箇所と単価（当時）

工法	従来工法	アスファルト系モルタル注入工法	半たわみ性舗装
採用箇所	幅員 4m程度の通り、歩道部	通行量が多いが大型車の通行は少ない通り	大型車の通行がある通り（バス路線）
m単価	75,000 円	100,000 円	30,000 円

【石畳舗装】の舗装構成



【石畳風舗装（半たわみ性舗装）】の舗装構成



工夫・留意点

使用している自然石は輸入品で、すぐに調達可能なものではないため、整備当時にストック分も確保しておくことで、維持管理時における速やかな対応ができるように備えている。

●石畳舗装の整備に合わせた区画線（外側線）の撤去

- 従前は区画線（外側線）が設置されていたが、石畳（御影石・ビシャン仕上げ）には、溶着式やペイント式の区画線が密着せず、短期間で剥離するなど維持管理に課題があった。また白線は石畳舗装の趣を損ねることから、道路管理者との協議、地元関係者への説明を行い、整備後は復旧していない。
- 外側線は、運転手の視線誘導と歩行者と車両を分離する役割があるが、外側線を設置して歩行者と車両を分離することで、車両の走行スピードが速くなる恐れがある。また歩行者のスペースが限られ、車両優先の道路になる等の説明を行い、理解が得られた。
- なお、停止線は交通規制に関わる施設で撤去はできないため、停止線設置箇所はコンクリート舗装とすることで、停止線の剥離を防止し、維持管理等を容易に行えるよう考慮した。



- 【所在地・区間】 下二之町大新町伝統的建造物群保存地区
- 【事業主体】 教育委員会事務局文化財課
- 【事業期間】 平成 20～25 年度
- 【事業手法】 まちづくり交付金事業
街なみ環境整備事業
社会資本整備総合交付金 (道路事業の効果促進事業)
社会資本整備総合交付金 (街なみ環境整備事業)
- 【事業予算】 1,250,000 千円
- 【事業と関連する歴史的風致】
● 城下町の地割にみる歴史的風致

事業概要

※「高山市歴史的風致維持向上計画」を参照して記載

- 天正 14 年 (1586) に入国した金森長近が形成した城下町地区には、形成当時から変わらずに残る地割とともに、伝統的な様式を残す町家が保存されている。本事業の対象である下二之町大新町伝建地区は、このような旧城下町の町人地の一部で、高山祭や秋葉様信仰、飾り物の文化などの地域固有の伝統文化が継承されており、歴史的町並みと一体となって「城下町の地割にみる歴史的風致」が形成されている。
- 本事業は、下二之町大新町伝統的建造物群保存地区において、歴史的な町並み景観を阻害していた電線類を地中化するとともに、自然石を使用した側溝や質の高い道路舗装など、伝統的な町並み景観を向上させるための整備を実施したものである。

事業対象となる施設・場所の特徴

※「高山市歴史的風致維持向上計画」を参照して記載

- 下二之町大新町地区は、旧城下町の北半分、桜山八幡宮の氏子区域に位置しており、平成 16 年に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。同じ重伝建地区の三町地区に比べ、店舗として利用されている建物はさほど多くなく、和菓子店や味噌屋、畳屋など地域に密着した老舗が点在するのが特徴で、生活感の漂う落ち着いた町並みが形成されている。また大新町には、国の重要文化財に指定されている日下部家住宅と吉島家住宅が並び建っている。
- 当該地区は秋の高山祭 (八幡祭) の氏子区域であり、屋台組や屋台組ごとに組織された町並保存会が、町並みの保存や伝統行事の継承に努めている。

ポイント

- ✓ 地上機器の設置場所の工夫
- ✓ 三町伝建地区との連続性や一体感の創出に配慮した舗装等の採用

【整備前後】



事業の特徴（課題・工夫点等）

●地上機器の設置場所の工夫

- 無電柱化事業においては、電力供給に必要な地上機器（変圧器等）の設置場所が課題となった。電力会社と調整し、事業の都度、必要電力量や距離を検討しながら、設置場所の隣接関係者へ説明・交渉し、下記のような場所に地上機器を設置した。

- ①無電柱化エリアから見えにくい位置の電柱上に設置（側道供給方式）
- ②既設植栽帯の位置を利用し設置（障害物が増えない）
- ③市有家屋の空き地に設置（塀の内側）
- ④屋台蔵敷地（裏の空地）に設置



屋台蔵敷地への設置



市有家屋の空き地に設置（上記③に該当）



側道の電柱を NTT 柱から中部電力柱に建替えて電柱上に変圧器を設置（上記①に該当）

●民家の軒下への外灯の設置

- 整備前、外灯の多くが電柱に取り付けられていたため、無電柱化後は新たに外灯の設置場所を確保する必要があった。しかし、道路の両側には水路があり、かつ道路幅員も狭隘なため、民家の軒下を借りて、昔ながらの生活風景を想起させるように笠電灯を設置している。



軒下に設置された笠電灯

●三町伝建地区との連続性や一体感の創出に配慮した舗装等の採用

- 三町地区は昭和 54 年に重要伝統的建造物群保存地区に選定され、「古い町並」として多くの観光客で賑わう高山市の代表的な観光地である。下二之町大新町地区はこの三町地区の北側に隣接していることから、三町伝建地区との連続性や一体感を創出し、観光客等の回遊性を高めるために、三町地区と同仕様の脱色アスファルト舗装（緑系骨材）を採用した。
- また、側溝についても、同様の理由から自然石による整備を行った。なお、三町地区で使用している地元産石材は現在供給量が少ないため、強度にも優れた御影石を用いている。

工夫・留意点

脱色アスファルト舗装は通常のアスファルト舗装と比べると高価で、事後の部分補修時は、まったく同じ色（風合）にはならず、補修跡が目立ってしまうことから、既設管路の更新や下水取付管の整備等については舗装前に済ませておく必要がある。

事業効果

- 地域住民の景観に対する意識が高まり、地域内における建造物の修景や飲食店の開業等が相次いでいるほか、平成 26 年度には、近隣の下一之町において新たに景観保存会が設立されたことを受け、同区域を市街地景観保存区域に指定するなど、波及効果も生まれてきている。

無電柱化

津山新洋学資料館周辺無電柱化事業（岡山県津山市）



【所在地・区間】津山市西新町～東新町

【事業主体】産業文化部歴史まちづくり推進室

【事業期間】平成 21 年度

【事業手法】まちづくり交付金事業

【事業予算】191,205 千円

【事業と関連する歴史的風致】

- 津山まつりに見る歴史的風致
- 城下町と往来に見る歴史的風致

事業概要

※「津山市歴史的風致維持向上計画」を参照して記載

- 城東地区の旧出雲往来は、城下町津山の面影を残す町家の保存度が高い地区であり、播磨国姫路と出雲国松江を結ぶ往来で、津山藩領を東西に横断するメインストリートである。また、毎年 10 月に開催される津山まつりのだんじりルートにもなっていることから、城東地区は「津山まつりに見る歴史的風致」「城下町と往来に見る歴史的風致」の中心となる要素である。
- 一方、道路は一般的なアスファルト舗装であり、祭りが執り行われる歴史的空間としては好ましくない状況だと認識されていた。更に、旧出雲往来は道路幅員が狭小であり、両側に電柱が連なることで歴史的な景観を阻害し、安全な通行にも課題を残していた。
- 本事業では、城東地区における観光資源の核である津山洋学資料館の前面約 130m 区間について、電線類の地中化と自然石を骨材に使用した脱色アスファルト舗装を整備し、道路の美装化を行った。

事業対象となる施設・場所の特徴

※「津山市歴史的風致維持向上計画」を参照して記載

- 城東地区は、城下町津山の東の玄関口であり、江戸後期から昭和戦前期までの古い町並みが残る地区であり、津山洋学資料館や幕末の外交交渉で活躍した箕作阮甫（蘭学者）の旧宅など、津山を代表する観光資源が多く集まる。昭和 63 年より出雲往来沿道の古い町並みを保存するための町並保存事業を実施し、平成 25 年に重要伝統的建造物群保存地区へと選定されて以降は、歴史的景観を構成する建物等の修理・修景にも取り組んでいる。

ポイント

- ✓ 資産譲渡による NTT の既設管路の活用
- ✓ 道路側溝を暗渠化して位置をずらすことによる引込管路の立ち上げスペース確保

【整備前後】



整備前

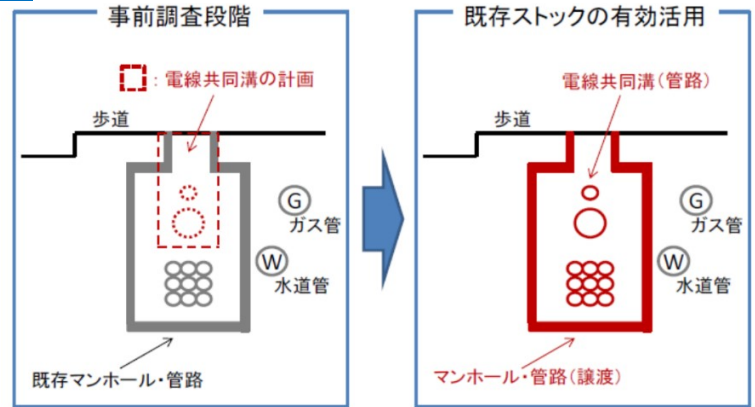


整備後

事業の特徴（課題・工夫点等）

● NTTの既設管路の活用

- 事業対象地となる道路幅員内には既に埋設管等が輻輳していたため、埋設位置を集約させることで、電線類の地中化に必要な埋設管路のスペースを確保した。
- 地中化に際しては、NTTの既設管路（単独）内に余剰管があったことから、資産譲渡を受け、電線類地中化の管路の一部として使用することが可能となり、事業の経費の削減につながっている。



資産譲渡による既設管路の有効活用の例

（国総研資料第789号（H26.03）「無電柱化に関する事例集」）

● 道路側溝を暗渠化して位置をずらすことによる引込管路の立ち上げスペース確保

- 当該地区は道路に対して直接建物が面している場合が多く、また官民境界に沿って道路側溝があるため、各戸への引込管路の立上げスペースを確保することが困難であった。そこで、道路側溝を暗渠排水（スリット側溝）に変更した上で、位置も道路側に変更することで、官民境界付近での立上げスペースを確保している。



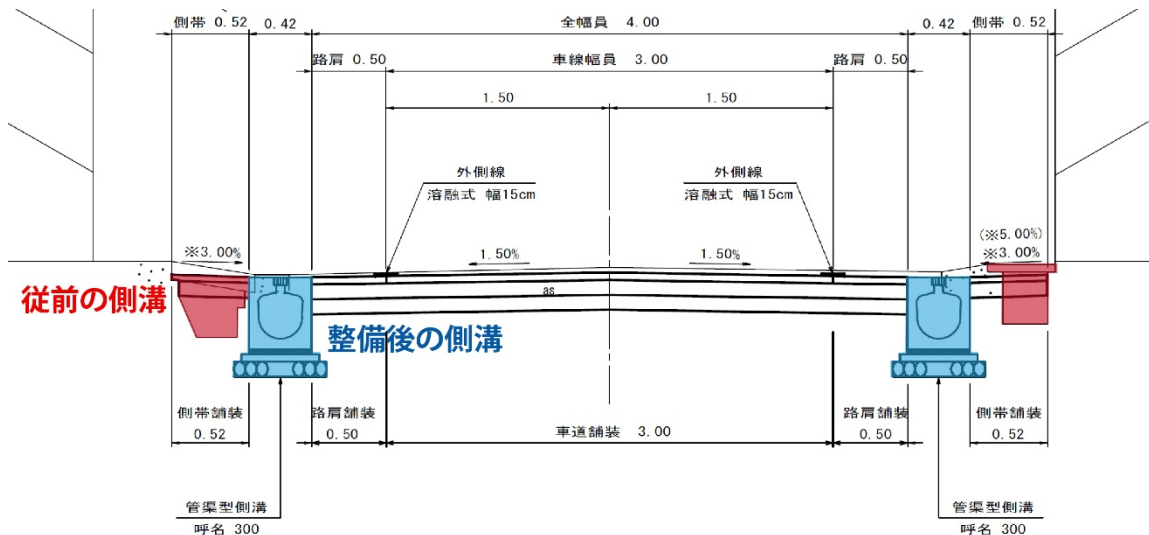
整備前



整備後



引込管路の立ち上げ状況



道路標準横断面図

● 津山洋学資料館への地上機器の設置

- 無電柱化を実施した区間は約130m程度であり、地上機器を区間中央付近に1基整備する必要があった。この点については、同時期に津山洋学資料館の建設が実施されており、当該施設が区間の中央付近に位置したことから、津山洋学資料館の敷地内（入口付近）に地上機器を設置している。



津山洋学資料館への地上機器の設置状況

無電柱化

無電柱化等事業（先斗町通）（京都府京都市）



【所在地・区間】京都市中京区石屋町～柏屋町（先斗町通）

【事業主体】道路建設部道路環境整備課

【事業期間】平成27年度～令和3年度

【事業手法】防災・安全交付金（道路事業）

【事業予算】1,300,000千円

【事業と関連する歴史的風致】

- ものづくり・商い・もてなしのまち京都

事業概要

※「京都市歴史的風致維持向上計画」を参照して記載

- 本事業箇所である先斗町は、江戸時代からの歴史を有する京都を代表する花街の一つであり、「ものづくり・商い・もてなしのまち京都」の歴史的風致を構成する重要なエリアである。ハレの営みである「鴨川をどり」や日常の暮らしが時代を超えて受け継がれており、先斗町通はその舞台となっているが、狭い通りに電柱と電線が錯綜し、景観を損ねていた。
- 本事業は、景観を阻害している電柱・電線類を除去することで、歴史都市京都にふさわしい景観の保全・再生、地域の活性化、安全で快適な通行空間の確保および都市防災の向上等を図るものである。
- なお、本事業では、全国初となる「小型ボックス」を活用して電線類を埋設する方式を採用している。

事業対象となる施設・場所の特徴

※「京都市歴史的風致維持向上計画」を参照して記載

- 三条通南から四条通間、先斗町通の両側からなる先斗町界わいは、江戸時代の鴨川改修に伴い整備された地区であり、鴨川と東山を一望に収める地理的条件等を背景に、京都においても有数の文化・遊興の中心地として発展し、品格と賑わいを合わせ持つ独特の界わい景観を形成している。
- 先斗町通付近は、京都市市街地景観条例に基づく「先斗町界わい景観整備地区」に指定されており、特徴ある町並みを生かしたまちづくりを住民主体で進めている「先斗町まちづくり協議会」は、同条例において「地域景観づくり協議会」として認定されている。

ポイント

- ✓ 狭隘道路での電線類地中化を実現した小型ボックス活用埋設方式（先斗町方式）
- ✓ 電力柵サイズの小型化と民有地への地上機器の設置・美装化

【整備前後】



整備前

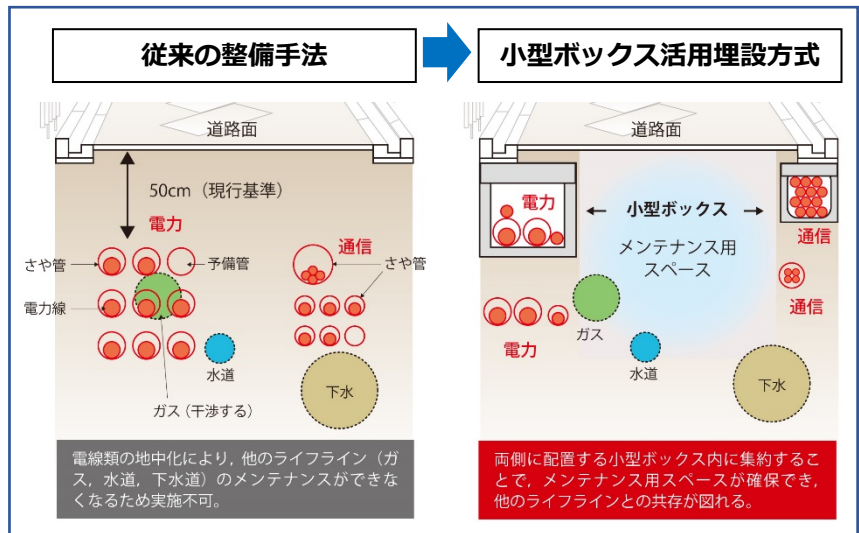


整備後

事業の特徴（課題・工夫点等）

●小型ボックスの採用による電線共同溝の埋設スペースの確保

- 先斗町通は最小幅員が 1.6mと狭隘な路線であるため、従来の整備手法では、ガス・水道等の道路占用物件のメンテナンスが困難となるため、限られた条件で実施可能な工法を検討する必要があった。
- そこで、国が検討を進める低コスト手法技術のうち、小型ボックスの活用や管路の浅層部への埋設の検討結果をいち早く取り入れ、電力と通信を分離し別々の小型ボックスに収める方法を採用することとした。これにより電線共同溝の占有断面が最小となり道路占用物件との輻輳が抑えられ、道路占用物件のメンテナンスが可能となった。小型ボックスの導入検討に際しては、電力、通信それぞれが収容性やメンテナンス時の作業性の検証を行い、ボックスの最小サイズを決定した。
- 小型ボックスの活用による電線共同溝のコンパクト化により、水道やガスの支障移設が減り、コスト縮減につながった。



工夫・留意点

小型ボックス活用埋設方式の適用にあたっては、メンテナンス時に小型ボックスの上部を開口するため、全線にわたって開口できる状態にする必要がある。先斗町通では、L型側溝の下に小型ボックス配置することで、必要な時に開口できるようにしている。

【課題・苦労した点】

- 小型ボックスを用いることで無電柱化が可能となったが、機械が入れない狭い道路で、かつ、夜間の限られた時間内に行う電線共同溝工事はこれまでに例がなく、先斗町通用に新たに開発した材料や割高な材料を用い、殆どの作業を人力で行ったことから、通常の工事よりも割高となった。

●公共用地以外での地上機器の設置場所の確保

- 当該エリアは電力の需要密度が高く、数多くの地上機器が必要となる一方、狭小幅員のため道路内への設置は不可能であり、公共用地も限られることから、地上機器を民有地に設置する必要があった。
- そこで、先斗町まちづくり協議会、関西電力送配電(株)、市の3者で、個々の土地所有者との設置交渉に臨むが、沿道の敷地面積等に対して電力柵のサイズが大きいため、設置交渉は難航した。
- そこで、地元関係者との意見交換会を行い、地元の思いを再確認した後、それを受け関西電力送配電(株)が先斗町通に特化した電力柵サイズの見直しを行った。その結果、(H)150cm×(W)220cm×(D)120cmが一般的なサイズの電力柵を(H)50~60cm×(W)150~180cm×(D)120cmに縮小することができ、民有地への地上機器の設置が実現した。



先斗町歌舞練場の看板を改修して、地上機器を収納したケース



【所在地・区間】 白河市郭内1—8ほか

【事業主体】 建設部文化財課、都市計画課

【事業期間】 平成23年度～

【事業手法】 国宝重要文化財等保存整備事業

【事業予算】 5,420,000千円（令和2年度まで）

【事業と関連する歴史的風致】

- 白河提灯まつりにみる歴史的風致
- 白河だるまと白河だるま市にみる歴史的風致
- 酒造業にみる醸造業の歴史的風致

事業概要

※「白河市歴史的風致維持向上計画」を参照して記載

- 近世初頭、初代白河藩主の丹羽長重により、小峰城と城下町が藩の政治経済の中心地として整備された。現在、小峰城跡は国史跡に指定されており、白河の総鎮守である鹿嶋神社の例大祭「白河提灯まつり」において、3日目に実施される総町渡御の巡幸ルートにもなるなど、「白河提灯まつりにみる歴史的風致」を象徴する施設となっている。
- 平成23年3月11日の東日本大震災により、小峰城の石垣は、本丸の南面・西面・北面、竹之丸南面、帯曲輪北面など10か所で崩落し、崩落は免れた箇所も、全体的に孕みや目地の開きなどの変形が生じた。石垣の崩落規模は、総延長約160m、面積約1,500㎡に及んだ。
- 本事業は崩落・変形した文化財としての石垣を江戸時代の伝統工法を基本として修復したものである。

事業対象となる施設・場所の特徴

※「白河市歴史的風致維持向上計画」を参照して記載

- 小峰城跡は、14世紀の中頃に白河結城氏の一族である結城親朝により築城され、現在も残る石垣を多用した城郭は、江戸時代に初代白河藩主の丹羽長重による大改修によって形成されたものである。明治時代以降は、公園などに利用され、市民に親しまれてきた。
- 平成22年には、石垣を多用した江戸時代の城郭の姿を良好に残し、近世の政治や軍事を知る上で重要であることから、本丸および二の丸を中心とした約16.3haが国史跡に指定された。平成3年には三重櫓、平成6年には前御門が「白河城御櫓絵図」や発掘調査結果に基づき、木造で復元されており、史跡を構成する諸要素の一つとして位置づけられている。

ポイント

- ✓ 石材一点ごとの規模・形状、加工の痕跡を記録した「石材カルテ」の作成
- ✓ 文化財としての価値の継承と安全性の確保を目指した石垣の修復

【整備前後】



整備前

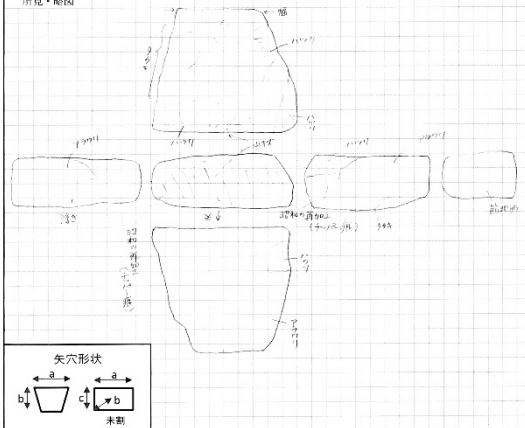


整備後

事業の特徴（課題・工夫点等）

●「石材カルテ」の作成と12段階の石垣修復手順

- 石垣の修復にあたっては、城郭の石垣修復経験者や研究者、土木工学などの専門家等で構成する専門委員会を設置し、被災状況の記録化や修復方法の検討、崩落原因の究明等を行いながら工事を進めた。
- 石垣の石材については、各石材の大きさ、重量、石質、矢穴やノミ痕などの加工痕、墨書や朱書き等の文化財情報を記録する「石材カルテ」を作成。カルテ作成時には石材の状態評価も行い、再利用の可否を判断した。
- 修復にあたっては、市民や城郭研究者等から崩落前の写真を提供いただき、これら写真をもとに、崩落した石材一石ずつ、元の位置を特定するよう努め、使用可能な旧石材については元の位置で再利用した。石垣背面の栗石も再利用した。
- 新補石材については、築造当時と同様に、地元で採取できる安山岩質溶結凝灰岩（通称、白河石）を使用した。

調査年月日	平成 25 年 5 月 8 日	調査記録者	
石材 No.	100	位置	本丸南 面 段
配置位置	角石・角縁石・築石・天端石・根石・間詰・その他（ ）		
積み方	野面積み・布積み・布積み崩し・乱積み・落し積み・他面積み		
加工状況	自然石・酒石（粗加工・精加工）・切石		
面（大面/小面）	縦長 40 cm	横長 95 cm	縦長 cm 横長 cm
控え	長さ 28 cm	幅 50 cm	重量 510 kg
石質	溶結凝灰岩（白砂・黒目）・その他（ ）		
矢穴	有（矢穴 縦・未到矢穴 横）・無（ ）		
墨書	有（内容… /位置…面・上面・下面・右側面・左側面・尻）・無（ ）		
刻印	有（内容… /位置…面・上面・下面・右側面・左側面・尻）・無（ ）		
その他痕跡	有（朱書・工具痕・焼熱痕・その他〔 〕）・無（ ）		
写真・動画			

石材カルテの例

＜石垣修復の手順＞

①崩落状況の記録	石垣崩落状況の写真撮影および地上レーザー測量	⑦崩落原因の究明	①～⑥の調査結果から推定
②石材搬出	崩落石材1点ごとにナンバリング実施と位置を測定し搬出	⑧修復範囲の検討	崩落部周辺の変形した部分を含め、どこまで修復するかを検討
③石材カルテの作成	石材1点ごとの規模・形状、加工の痕跡を記録、石材再利用の判定	⑨修復方法の検討	石垣の復元形状の検討、弱点の克服方法の検討
④石材位置の照合	被災前の写真をもとに、崩落石材の元位置を特定	⑩市民への公開	崩落状況、修復状況の公開
⑤ボーリング調査	地盤調査、旧地形の復元と地盤強度を確認	⑪修復作業	文化財石垣として伝統工法で修復
⑥発掘調査	背面盛土、根石調査、解体調査などを実施	⑫修復完了	一般公開、情報発信

工夫・留意点

文化財としての石垣修復では、復元以前の姿が修復の根拠となるため、現状の記録化が重要である。災害等による被害を受ける前に、写真や動画などの撮影を行っておくことで、修復の精度、効率が飛躍的に向上する。被災前の情報がない場合、被災した石垣を元の状態に戻すことは極めて難しい。

●文化財としての価値の継承と安全性の確保を目指した石垣の修復

- 文化財石垣の修復であることから、調査により明らかとなった建設当時の構築方法に倣った修復を基本としているが、併せて安全性を確保することも重要である。
- そこで、控えの短い築石（石垣前面の石材）背面への押え石の設置や、石垣前面への押え石や盛土の設置など、小峰城跡で確認できる石垣の構造を基本として、安全性を高めるような工夫が施された。
- また盛土については、石垣背面の地盤と同等の強度を確保する必要があるが、コンクリート等の現代的な材料ではなく、粘質土に石灰を混ぜたものが使用されている。



栗石層と築石

※掲載の写真・図版はすべて白河市より提供

城跡・石垣整備

城山公園整備事業（愛媛県大洲市）



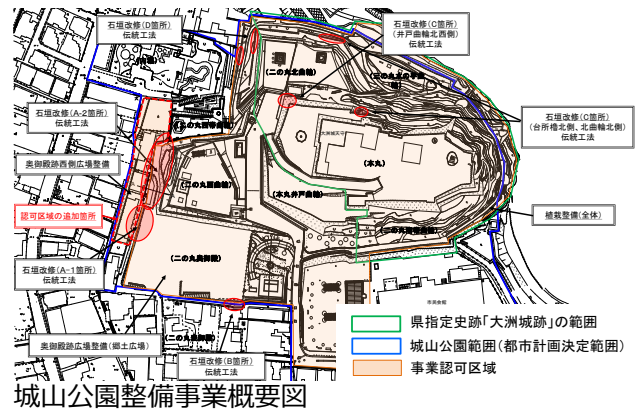
- 【所在地・区間】大洲市大洲字三ノ丸地内
- 【事業主体】建設部都市整備課
- 【事業期間】平成24年度～令和3年度（延長予定）
- 【事業手法】社会資本整備総合交付金（都市公園事業）
- 【事業予算】800,000千円（市単独費含む）
- 【事業と関連する歴史的風致】

●城下町と御神幸行列にみる歴史的風致

事業概要

※「大洲市歴史的風致維持向上計画」を参照して記載

- 大洲城下町の面影を色濃く残す肱南地区に継承されている八幡神社の御神幸行列は、城下町風情の残る肱南・肱北の両地区を巡幸し、城山公園を通った後に大洲城二の丸大手門付近の御旅所にて神事が行われる。神事が行われる大洲城は、江戸時代に崇敬の対象とされており、「城下町と御神幸行列にみる歴史的風致」の中心となる場所であると共に、大洲城下町のシンボルでもある。
- 一方、大洲城の石垣は、孕み出しやズレが見られ、崩壊の危険性が高まっていた。そこで、平成25年に都市計画決定の変更を行い、公園区域の拡大することで「歴史公園」として位置付け、石垣4箇所（A-1箇所～A-4箇所）の修復と広場整備等を行っている。



事業対象となる施設・場所の特徴

※「大洲市歴史的風致維持向上計画」を参照して記載

- 県指定史跡の大洲城跡を有する城山公園には、重要文化財に指定されている3つの櫓や県指定文化財の大洲城下台所など、多くの文化財が存在する。
- 市では、平成10年に「県指定史跡大洲城跡保存整備計画」を策定し、平成16年に木造による大洲城天守を復元している。さらに、平成14年(2002)に当該史跡を中心とした約4.0haを都市計画公園として計画決定し、翌年度から城郭としての歴史的な環境を有する公園として整備を進めている。

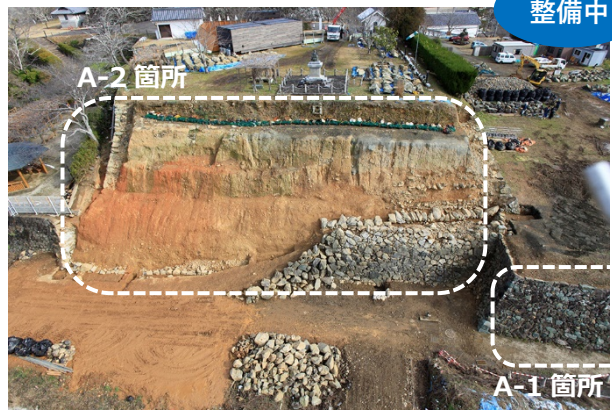
ポイント

- ✓ 解体工事と並行した石垣背面等の埋蔵文化財調査の実施
- ✓ 伝統工法による石垣の修復

【整備前・整備中】



整備前

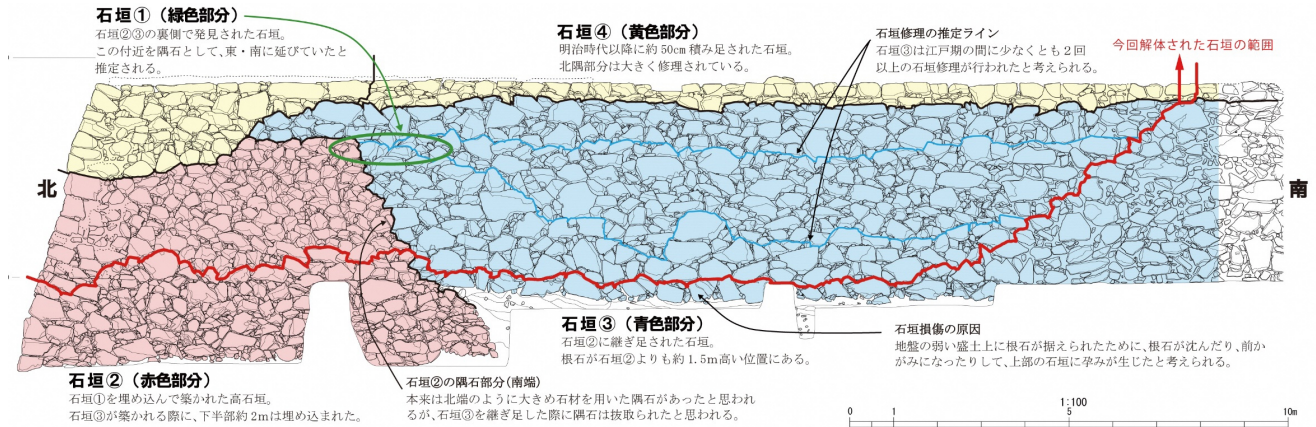


整備中

事業の特徴（課題・工夫点等）

●解体工事と並行した石垣背面等の埋蔵文化財調査の実施

- 本事業では、石垣保存修理工事における解体工事と並行して石垣背面等の埋蔵文化財調査（発掘調査）を実施している。これは、孕みなどの石垣が損傷した原因を解明するとともに、石垣の構造、構築過程、構築時期など、石垣積み直し工事に必要な資料を得ることを目的としている。
- その結果、石垣（A-1 箇所）では、石垣が3つの異なる時期において建設されていたこと、そして江戸前期の曲輪の変遷を把握することができた。また、「伊予国大洲城之図」等の絵図との整合性も見られることから、絵図の精度の高さを確認できたほか、これまで年代不詳だった絵図の年代を考える上でも有効な発見となった。



石垣（A-1 箇所）立面図（築造時期別色分け）

●伝統工法による石垣の修復

- 崩落の危険性のある石垣については、三次元レーザー測量や発掘調査の結果を基に、学識経験者で構成する「大洲城跡石垣保存修復委員会」で工法等の協議を行いながら、4箇所解体修理工事を順次実施している。
- 最初に石垣の解体修理工事を実施した石垣（A-1 箇所）は、史跡指定地外であったことから、当初、練石積での施工を予定していたが、石垣保存修復委員会の指導により工法を見直し、伝統工法により修復した。また、石垣（A-2 箇所）についても、発掘調査で石垣の根石と認められる痕跡を検出できたことから、補強土壁から空石積みに工法を変更し、文化財的価値の保存に努める予定としている。
- 石垣の解体修理は、【①三次元レーザー測量による解体前の石垣の位置・並びを記録】→【②①の測量結果等を基に石垣保存修復委員会で解体範囲等を決定】→【③ナンバリングしながら石垣を解体】→【④石垣背面等の発掘調査】→【⑤発掘調査結果を基に石垣保存修復委員会で修復方法等を決定】→【⑥積み直し】といった手順で実施している。



発掘調査（石垣 A-2 箇所）



解体した石垣の石材



石垣の積み直し（石垣 A-1 箇所）

【課題・苦労した点】

- 文化財的価値を保全する方針で事業を進めており、事前調査や専門家との協議を行いながら慎重に修復を進める必要があるため、計画通りには事業が進捗しない。事業認可については、令和元年度に同6年度まで延長しているが、現在の進捗状況からすると、当該期間中の完成は困難な状況となっている。



【所在地・区間】 宇治市菟道丸山

【事業主体】 都市整備部歴史まちづくり推進課

【事業期間】 平成 25 年度～令和 3 年度

【事業手法】 歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業

【事業予算】 920,000 千円

【事業と関連する歴史的風致】

- 遊覧と参詣宇治川河畔の歴史的風致
- 茶どころ宇治の歴史的風致

事業概要

※「宇治市歴史的風致維持向上計画」を参照して記載

- 現在、宇治市内の茶園は、農地や山間部を中心として、宇治川沿いにおいても細長く展開している。この川沿いの茶園の形成は、豊臣秀吉が築堤した太閤堤に由来しており、太閤堤の築堤により急速に砂州が形成され、茶の生育に適した水はけの良い砂州部が次第に茶園となっていった。このように太閤堤は、宇治の茶産業および茶園景観の形成に寄与し、また「茶どころ宇治の歴史的風致」を支える重要な施設であるといえる。
- 本事業は、平成 19 年に発見され、平成 21 年 7 月に国史跡に指定された宇治川太閤堤跡について、発掘調査を行うとともに、築堤当時と埋没期の太閤堤を再現することで、太閤堤の果たした機能と歴史の重層性を表現する歴史公園を整備するものである。

事業対象となる施設・場所の特徴

※「宇治市歴史的風致維持向上計画」を参照して記載

- 平成 19 年に、京阪宇治駅西側の宇治川近くで土地区画整理事業に伴って行われた発掘調査で、宇治川太閤堤跡の一部が当時の姿のままで発見された。
- 太閤堤とは、豊臣秀吉が伏見城築城に伴い、文禄 3 年（1594）に諸大名に命じて築堤させた総延長 10km 以上に及ぶ堤防施設のこと、我が国の本格的治水工事先駆けとされるものである。今回発掘調査されたものは、総延長 400m ほどであり、治水施設がその性格上、すぐに破損し形を変えていくのに対し、発掘された遺跡は造られてほどなく、洪水砂によって埋没したため、当時の姿をよく保っていた。このため、平成 21 年 7 月に国史跡に指定され、史跡整備と活用に向けた取組を展開することとなった。

ポイント

- ✓ 「史跡ゾーン」と「交流ゾーン」に分けた歴史公園整備
- ✓ GRC 製の擬岩パネルを用いた遺構の再現

【整備前後】



発掘調査

整備前



整備後

事業の特徴（課題・工夫点等）

●「史跡ゾーン」と「交流ゾーン」に分けた整備

- 歴史公園は、「史跡ゾーン」と「交流ゾーン」に分けて整備を行っている。「史跡ゾーン」は、国史跡宇治川太閤堤跡の遺構を安全に保存するとともに、護岸遺跡が築造されてから埋没していくまでの歴史の変遷や護岸の連続性・スケール感を伝えることができるよう整備がされている。北エリアでは太閤堤が宇治川護岸として機能していた安土・桃山時代の様子、中・南エリアは護岸が砂に埋もれてしまった江戸末期から明治初期の様子を再現している。
- 北エリアでは、現物遺構の直上に復元文化財として遺構を再現することとし、太閤堤前面の水辺空間と合わせて築堤当時の姿を再現している。
- 中・南エリアでは、太閤堤が造られた後に時間の経過とともに砂州が形成され、茶園として利用された時代を再現するとともに、茶摘み体験が行える修景茶園を整備している。現代茶園とは異なる歴史的な茶園景観を再現するため、茶の木の配列を列状ではなく、絵図等に見られるような島状にし、太閤堤の埋没期の姿を再現し、宇治茶の歴史を伝える場としている。



史跡 北エリア・中エリア・南エリア

● GRC 製の擬岩パネルを用いた遺構の再現

- 史跡の価値を伝えるにあたり、本物の石積護岸遺構を展示できるような整備を検討したが、遺構が空気に触れることに伴う遺構損傷が課題となった。そこで、本物の遺構の展示は断念することとし、発掘調査後に遺構は埋め戻した。
- 調査時に型取りしたものから GRC（ガラス繊維補強コンクリート）製の擬岩パネルを製作し、遺構の直上に再現整備を行った。擬岩パネルはテーマパーク等で一般的に採用されている工法であるが、本物の遺構を型取りし、発掘調査時の写真等を参考に着色して製作したことから、本物の石と見間違ふほど非常に精巧な再現となっている。
- また、再現整備をした護岸が現宇治川堤防と連続していることが感じられるよう、再現北端が展望デッキ下で暗闇に消えていくようなデザインとしている。



発掘調査の様子



GRC パネルで再現された太閤堤の遺構

工夫・留意点

GRC パネルによる擬岩工法は、一般的に内部が空洞となることから、施工後のメンテナンスについて十分に考慮して設計する必要がある。本施設の場合は、維持管理に必要な作業スペースが確保できないことから、内部の空洞をエアーモルタルによって充填することとした。



- 【所在地・区間】 岐阜市大宮町1丁目
- 【事業主体】 都市建設部歴史まちづくり課
- 【事業期間】 平成23年度～令和10年度
- 【事業手法】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）
社会資本整備総合交付金（都市公園事業）
都市構造再編集中支援事業
- 【事業予算】 4,700,000千円
- 【事業と関連する歴史的風致】
 - 岐阜まつりと岐阜城下町にまつわる歴史的風致

事業概要

※「岐阜市歴史的風致維持向上計画」を参照して記載

- 史跡岐阜城跡に指定されている金華山山麓に位置する岐阜公園は、戦国時代に斎藤道三公や織田信長公が居館を構えた地であり、また明治21年の開園以降は時代の要請に応じて、本市の文化・教育・産業などの情報発信拠点としての役割を担ってきた、まさに「岐阜まつりと岐阜城下町にまつわる歴史的風致」の中心となる場所である。本事業では、その重層的な歴史的価値を、来訪者が戦国時代を中心とした歴史を感じることができる公園として再整備を進めている。
- 令和2年度までに、大正6年に岐阜市が建立した岐阜公園三重塔の修復整備、戦国時代からの伝承のある御手洗池の改修、戦国時代のイメージを意匠に取り入れた遊具広場の整備を行っている。

事業対象となる施設・場所の特徴

※「岐阜市歴史的風致維持向上計画」を参照して記載

- 織田信長公の時代、岐阜公園の敷地には居館や政庁、武家屋敷が立地し、中世における町の中心区域であった。公園としては、明治15年に公園開設の許可を得て現在に至るまで、各時代の要請に応える形で様々な整備が行われてきた。平成23年には、近年の信長公居館跡の発掘調査等により、公園の一部が史跡「岐阜城跡」に指定され、その歴史的な価値が再認識されている。
- また岐阜公園周辺には、町屋や神社仏閣等の歴史的建造物、長良川鵜飼や岐阜まつりなどの伝統的な活動が多く残っている。



ポイント

- ✓ 歴史を伝承する場として相応しい改修整備の工夫（御手洗池）
- ✓ 戦国時代をイメージさせる意匠を取り入れた遊具広場の整備

【整備前後】



事業の特徴（課題・工夫点等）

●金華山の岩盤を活かした、歴史を伝承する場としての空間整備（御手洗池）

- 御手洗池は、関ヶ原の戦いにつわらぬ伝承が残る、岐阜公園の歴史的風致の中でも重要な位置づけの場所であり、歴史を伝承する場に相応しい空間整備が求められた。
- そのため、現代的な親水空間の修景や水に触れる等の直接的な機能は設けず、ここの場の歴史に思いを馳せつつ静かに池を鑑賞できる場として、金華山の周辺景観に馴染むよう考慮して整備を行った。
- 具体的には、金華山の迫力あるチャートの岩盤を印象的に眺めることができるよう配慮するとともに、大きさや組合せに留意して景石を配置することで、断崖から岩が崩れ落ちたかのような自然な印象となるよう工夫している。また、擁壁や池護岸等の石積みには、金華山と同様のチャート石を使用し、当該地の雰囲気になじませている。
- さらに、池の魅力を高めるため、視界を遮る柵の設置を最小限にしており、園路と護岸との間に植栽帯を設けることで距離を確保し、安全性を担保している。



御手洗池計画平面図



岩場から流れ落ちる滝

●地形を活かし、歴史を感じさせる遊具広場（ちびっこ天下広場）の整備

- 遊具広場は、歴史公園としての位置づけを考慮し、織田信長公が活躍した戦国時代にタイムスリップしたような空間をコンセプトに整備を行っている。遊具広場の整備内容やデザインについては、有識者や地域住民の代表者、小学校関係者等で構成する遊具検討委員会を組織して検討を行っている。
- 遊具広場は、4m程度の高低差のある斜面地であったため、岐阜城の石垣をイメージした石積擁壁を整備して平坦な広場空間を確保しつつ、その擁壁による高低差を利用して、遊具への出入を上下から行えるよう工夫した。



石積み擁壁による広場空間の確保



戦国時代をイメージさせる遊具



樹木を活かした遊び空間

事業効果

- これまでの岐阜公園の再整備、および岐阜公園が有する歴史的価値と魅力の情報発信に努めた結果、整備後、岐阜公園総合案内所来館者数が約25%増加するなど、来園者の増加とシビックプライドの醸成につながっている。



【所在地・区間】 鶴岡市羽黒松ヶ岡地区

【事業主体】 建設部都市計画課・教育委員会社会教育課

【事業期間】 平成 27 年度～令和 4 年度

【事業手法】 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
市単独事業

【事業予算】 4,370,000 千円

【事業と関連する歴史的風致】

- 松ヶ岡開墾場と地縁団体の活動にみる歴史的風致
- 鶴岡絹産業と絹関連工場にみる歴史的風致

事業概要

※「鶴岡市歴史的風致維持向上計画」を参照して記載

- 松ヶ岡開墾場は、明治維新の変革期に戊辰戦争に敗れた旧庄内藩士 3,000 人が、新たな産業を興し国に報じようと、刀を鋤に持ち替えて広大な原生林を開墾して大蚕室を建設したものである。
- 松ヶ岡開墾場では、明治 20 年から開墾事業の桑栽培のために、集落の住民全員が無償で作業を行う「無償総出作業制度」が始まったとされている。現在では、開墾場に縁ある施設の「茅刈総出」や清掃奉仕作業など、地域における総出作業は姿を変えて継承されており、松ヶ岡開墾場と合わせて「松ヶ岡開墾場と地縁団体の活動にみる歴史的風致」を構成する重要な文化的要素となっている。
- 本事業は、明治時代の雰囲気を保つと共に、松ヶ岡開墾場が最盛期を迎えた昭和初期前後の景観への復原を前提とした修景整備を行ったものである。具体的には、史跡中央を東西に通る道路について、明治初期の時代背景にあった整備を行うとともに、歴史的景観に配慮した誘導案内板や多目的広場、トイレ等を整備している。

事業対象となる施設・場所の特徴

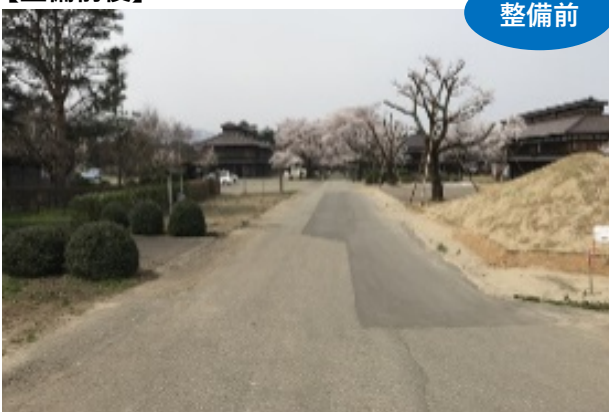
※「鶴岡市歴史的風致維持向上計画」を参照して記載

- 松ヶ岡開墾場は、明治初期に行われた土族授産のための開墾当時の形態を継続し、今日までその施設、開墾地、経営方針を維持している稀有な例であり、平成元年に本陣、蚕室 5 棟と附属建物の全敷地、経塚丘、池などの一連の区域が国の史跡に指定されている。
- 幕末時の浪士隊「新徴組」の住居として使用され、その後組小屋として松ヶ岡に移築され、開墾士の住宅として使用されていた「開墾士住宅（新徴屋敷）」は、昭和 61 年に現在地に移築し、市指定有形文化財に指定されている。

ポイント

- ✓ 松ヶ岡開墾場が最盛期を迎えた昭和初期の景観への復原を前提とした修景整備
- ✓ 昭和初期の状況に近い砂利風洗出しコンクリート舗装の採用

【整備前後】



整備前



整備後

事業の特徴（課題・工夫点等）

●史跡の保存・整備における年代設定

- ▶ 松ヶ岡開墾場の整備にあたっては、平成27年度より「国指定史跡松ヶ岡開墾場保存・活用計画策定委員会」を設置し、保存・活用の基本方針を検討するとともに、史跡の保存・整備における年代を設定した。
- ▶ 現在、開墾場内には明治5年に移設された本陣、明治8年以降に建てられた蚕室5棟が現存し、また関連施設も、その時々から建設あるいは改修が繰り返され、現在に至っている。明治初期から始まる原生林の開墾－桑園－養蚕－製糸という過程において、各事業が確立された時代が昭和3～7年であったことから、昭和初期を整備年代として設定した。

●歴史的経過、および歩行間や耐久性を踏まえた舗装仕様の検討・決定

- ▶ 国指定史跡内の通路整備について、当初設計では石貼り舗装を考えていたが、史跡指定地内であることから、歴史的経過、歩きやすさ、耐久性、維持管理や除雪等への対応など、総合的な観点から検討を行った。その結果、対象地が石貼りであった歴史は確認されなかったため、史跡の保存・整備における年代設定とし定めた昭和初期の状況に近い砂利風洗出しコンクリート舗装を採用した。なお、史跡外は石貼り舗装とすることで、史跡内外を区別でき、歩車分離であることを理解できる仕様とした。
- ▶ また、事前に試掘調査を行い、舗装施工時に遺構を壊すことのないよう保全に努めた。

場内通路の保存活用方針

【運用方針】

- 場内通路は、原則として車両の通行を禁止し、史跡内を安全に散策することのできる歩行者用通路として整備する。（但し、緊急車両は除く）
 - 場内関係者の車両の通行は、資材運搬などの必要があるため、時間を定めて認めることとする。
- #### 【構造・デザイン】
- 緊急車両や冬期間の除雪車両の通行が可能な構造とする。
 - 歩車分離を来場者に理解してもらえようデザインとする。
 - 開墾時の景観を保ちつつ、昭和初期の景観を想定する。



砂利風舗装と石貼り舗装の境

■松ヶ岡開墾場史跡内通路 舗装仕様検討比較表

舗装材比較項	石貼り		洗出しコンクリート舗装 (玉石)		洗出しコンクリート舗装 (角礫)		土風舗装		脱色アスファルト舗装		カラー舗装		現状 (アスファルト)	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
景観性	・蚕室群の景観との調和性が高い	◎	・蚕室群の景観との調和性が高い	◎	・蚕室群の景観との調和性が高い	◎	・蚕室群の景観との調和性が高い	◎	・砂利とアスファルト中間に位置し、蚕室群との景観の調和性は中程度	○	・近代的舗装材のため、蚕室群との景観の調和性は低い	○	・現在の景観を形成している	○
歴史的経過との整合性	・開墾場通路の歴史経過に石貼りはない	▲	・砂利敷きであった時代と表面観が近い	○	・砂利敷きであった時代と表面観が近い	○	・蚕室創建時の通路舗装の表面観に近い	○	・砂利敷きであった時代及び史跡指定時と表面観が近い	○	・開墾場通路の歴史経過にカラー舗装はない	▲	・史跡指定時の舗装仕様	◎
歩車道の分離	・視認による歩車道の分離が可能	◎	・視認による歩車道の分離が可能	◎	・視認による歩車道の分離が可能	◎	・視認による歩車道の分離が可能	◎	・駐車場と同舗装仕上げのため視認による歩車道の分離が困難	◎	・視認による歩車道の分離が可能	▲	・周辺車道と同様の舗装仕上げのため、視認による歩車道の分離が困難	▲
歩行感	・平坦性はあるものの、車椅子やベビーカー使用の際は目地によるゴツゴツ感がある	○	・車椅子やベビーカー使用の際は骨材のゴツゴツ感が大きい	▲	・車椅子やベビーカー使用の際は骨材のゴツゴツ感がある	○	・歩きやすい	○	・歩きやすい	◎	・歩きやすい	◎	・歩きやすい	◎
耐久性 (経年劣化)	・耐久性があり、劣化の恐れがない	◎	・コンクリート躯体自体の耐久性はあるものの、表面骨材の剥離の恐れがある	○	・コンクリート躯体自体の耐久性はあるものの、表面骨材の剥離の恐れがある	○	・経年による表層剥離の恐れがある	○	・10年程度で色彩の減退が見られる ・15～20年程度で表層剥離がみられる	▲	・10年程度で色彩の減退が見られる ・15～20年程度で表層剥離がみられる	▲	・15～20年程度で表層剥離がみられる	▲
凍害・熱害	・無い	◎	・無い	◎	・無い	◎	・凍結による剥離の恐れがある	◎	・夏季の溶融の恐れがある	○	・夏季の溶融の恐れがある	○	・夏季の溶融の恐れがある	○
除雪への対応	・除雪に対応する	◎	・除雪に対応する	◎	・除雪に対応する	◎	・除雪車排土板により骨材の剥離の恐れがある	◎	・除雪に対応する	▲	・除雪に対応する	◎	・除雪に対応する	◎
維持管理 (修繕)	・部分補修が可能 ・自然素材のため補修材料の入手が容易	◎	・部分補修が可能であるが、部分補修した場合補修部との色彩に違和感が生じる	▲	・部分補修が可能であるが、部分補修した場合補修部との色彩に違和感が生じる	▲	・小面積の修繕をする場合、同材での補修が困難	▲	・10年程度での打ち替えが必要 ・部分補修した場合補修部との色彩に違和感が生じる	▲	・10年程度での打ち替えが必要 ・部分補修した場合補修部との色彩に違和感が生じる	▲	・20年程度での打ち替えが必要 ・部分補修した場合補修部との色彩に違和感が生じる	▲
現地への適応	最も適している	12	適している	9	適している	10	適している	7	適さない	4	適さない	3	適さない	5
総合評価	自然素材であることから、歴史的な景観となじみ、半永久的に景観の継続が図られる		歴史性や景観には適合しており、20年程度の耐久性があるが、車椅子等の利用に課題がある		歴史性や景観には適合しており、20年程度の耐久性があるが、修繕の際に課題がある		歴史性や景観には適合しているが、維持管理に課題がある		維持管理は容易であるが、蚕室群との景観の歴史性や数十年単位の長期的な景観の継続性に欠ける		維持管理は容易であるが、蚕室群との景観の歴史性や数十年単位の長期的な景観の継続性に欠ける		維持管理は容易であるが、歩車道の分離性や数十年単位の長期的な景観の継続性に欠ける	

配点：◎=+2点、○=+1点、▲=-1点



- 【所在地・区間】 鎌倉市二階堂 209 番外
- 【事業主体】 教育委員会文化財課
- 【事業期間】 昭和 56～平成 29 年度
- 【事業手法】 国宝重要文化財等保存整備費補助金
(文化財保存事業)
- 【事業予算】 1,294,000 千円
- 【事業と関連する歴史的風致】

●歴史的遺産と一体となった山稜の保全活動に見る歴史的風致

事業概要

※「鎌倉市歴史的風致維持向上計画」を参照して記載

- 永福寺は、建久 3 年（1192 年）に源頼朝が建立し、将軍家や鎌倉幕府の寺として隆盛したが、15 世紀の初め頃には廃絶したと考えられている。
- 昭和 41 年に国指定史跡に指定され、公有地化を進めるとともに、昭和 58 年から平成 8 年にかけて中心域約 15,800 m²の発掘調査を行った結果、全国的に見ても有数の規模を持つ寺院であったことが判明した。
- 当該地は、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」における、歴史的風土保存地区に指定されており、「歴史的遺産と一体となった山稜の保全活動に見る歴史的風致」を構成する重要な場所ともなっている。
- 市では、継続的に史跡指定地の公有化を進めるとともに、本事業において、調査成果を基にした建物の基壇（基礎）と庭園の復原等の整備を行っている。

事業対象となる施設・場所の特徴

※「鎌倉市歴史的風致維持向上計画」を参照して記載

- 永福寺は、源頼朝が文治 5 年（1189）に奥州平泉を攻めた後、戦いで亡くなった将兵の鎮魂のために建てた寺院である。頼朝は、平泉で見た毛越寺や中尊寺を参考にし、永福寺を建立したとされている。
- 建久 5 年（1194）までに、二階堂と両脇の阿弥陀堂、薬師堂が完成し、この 3 つの堂を中心に惣門、南門、釣殿、多宝塔、鐘楼、僧坊などの建物があったとされるが、応永 12 年（1405）12 月に発生した火災で主な建物が焼け落ち、その後は再建されることなく廃絶したと考えられている。

ポイント

- ✓ 発掘調査に基づいた可能な範囲での史跡の復原整備
- ✓ デジタル技術を活用した建物の再現

【整備前後】



整備前

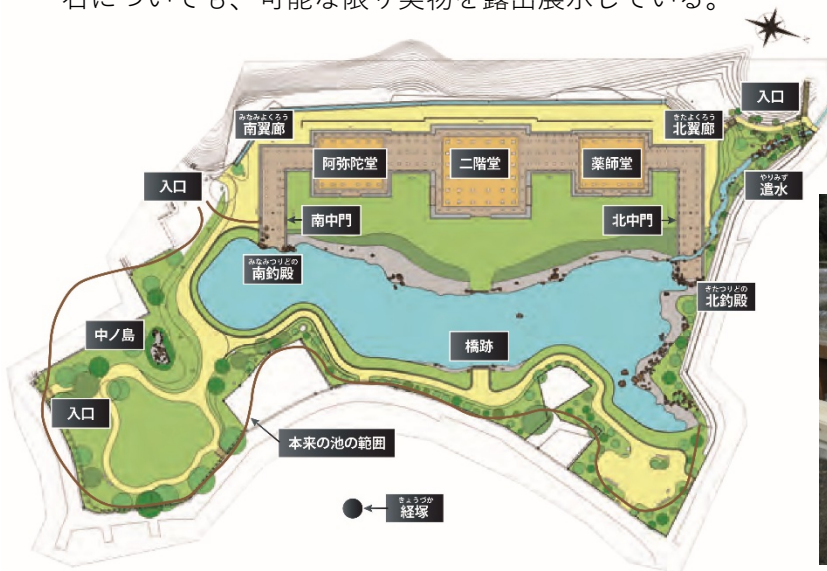


整備後

事業の特徴（課題・工夫点等）

●発掘調査に基づいた可能な範囲での史跡の復原整備

- 史跡指定地は、生活道路（市道）、水路、現在も居住を続ける民家が多数あり、全ての範囲を発掘調査の成果に基づいて復元的に整備することは困難であった。池の整備にあたっては、西側は調査で確認した景石を用いると共に、汀線には玉砂利を敷いて州浜を再現した一方、東側は池の端が道路の下に入り込んでしまうため、板柵で池を区切り、再現ではなく、暫定整備であることを明示した。
- 建物跡については、当時の地面の上に厚さ 60cm の盛土をして遺跡を保護しながら、同じ位置に基壇を創建当時と同じ木製で再現した。池も 30cm 盛土し、鎌倉時代の池底を保護しながら再現した。景石についても、可能な限り実物を露出展示している。



史跡永福寺跡平面図



二階堂の基壇施工状況

工夫・留意点

建物基壇の復原にあたり、来訪者から見える外側には国産のヒノキ材を使用した。内側には、湿気による腐食に耐えうる利点をもち、かつ安価な南洋材の木材を採用することで、低コストかつ高強度の基壇の復原につなげた。なお、外側のヒノキ材については、腐食部分が発生した場合、部分的に更新できるように、各部木材を取り外せる工法を採用している。

【課題・苦労した点】

- 史跡指定地が古都保存法の特別保存地区、市街化調整区域、第一種低層住居専用地区であり、管理施設、便益施設の設置が困難であるため、利用者用のトイレや管理のための施設が未設置である。
- 木材を用いて復原した基壇等は、風雨にさらされることから、耐用年数に限界がある。竣工後も、腐食が発生した場合には交換する等、適切な管理を行っていかなければならない。
- 史跡指定地に民有地が残っているため、これらの公有地化を進めながら、追加整備を行っていく必要がある。

●デジタル技術を活用した建物の再現

- 建物は、根拠となる鎌倉時代の史資料等が残っていないため、復原を行わなかったが、市と湘南工科大学との協働により、永福寺伽藍の復原 CG やアプリ「AR 永福寺」等を作成し、当時の伽藍のイメージを現地でわかりやすく体験できるようにしている。



永福寺復原 CG
(©湘南工科大学長沢研究室)

事業効果

- 住民と連携した活用を進めており、これまでに七夕飾りの設置や、十五夜の時期にお月見の会として臨時的な夜間開放を実施した。春や秋の行楽シーズンを中心に 1 日約 600 人の来訪者が訪れている。

※掲載の写真はすべて鎌倉市より提供